

# 平成30年度 事業報告書

## 1 第27回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

- (1) 試験実施日 平成31年3月3日(日)
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- (3) 試験結果

区分	出願者数(名)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
総数	6,914	6,164	4,054	65.8

## 2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区分	新規免許交付	名簿訂正・書換交付	免許再交付	登録消除	合格証明書交付	英訳免許証明書交付	免許取消
取扱い件数	4,118	687	264	6	0	10	0

## 3 柔道整復師国家試験改善の検討

第27回柔道整復師国家試験の特別措置の各要件について、要件の基にしていた身体障害者手帳の視力障害に関する認定基準が変更されたことに伴い、柔道整復師国家試験改善検討委員会において見直しを行った。

## 4 柔道整復師国家試験出題基準の改定

柔道整復師国家試験改善検討委員会の報告書を基に、新カリキュラムに対応した令和4年版出題基準の改定作業を行った。

## 5 必修問題検討ワーキンググループ

令和2年3月実施(第28回)国家試験から必修問題の出題範囲等を大幅に改定した「柔道整復師国家試験出題基準 2020年版」が適用されることから、試験委員会における作問を円滑に進めるため、例題問題の作成・検証を行った。

## 6 認定実技審査の実施

### (1) 認定実技審査制度説明会・勉強会の実施

[開催年月日及び開催場所]

- ① 平成30年4月15日(日)  
東京会場 東京有明医療大学 210名
- ② 平成30年4月22日(日)  
大阪会場 森ノ宮医療大学 141名

### (2) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設等の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号)に基づき認定実技審査員を派遣した。

- ① 審査日 平成30年10月28日(日)、11月3日(土・祝)、11月4日(日)、  
11月10日(土)、11月11日(日)、11月24日(土)、11月25日(日)、  
12月2日(日)
- ② 受審者数 93校 3,971名
- ③ 認定実技審査員数

項目	必要審査員数	審査を行った審査員数
柔道整復実技	520名	381名
柔道実技	194名	111名
再審査	92名	65名
計	806名	557名

- ④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施
  - ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
  - ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
  - ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

## 7 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月より柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出の際、実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

厚生労働省保険局長から「登録研修機関」の指定を受け、平成30年7月から当該研修会を実施した。

- (1) 開催回数 25回
- (2) 受講申込者数 3,998名
- (3) 受講者数 3,921名
- (4) 修了認定者数 3,921名

## 8 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の習得、幅広い知識と高度な技術習得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度に終了した。

- (1) 卒後臨床研修修了者の氏名をホームページに公表した。  
(掲載者数：累計 1,265名)
- (2) 卒後臨床研修の質確保のために修了者及び未修了者に対するアンケート調査を行った。

## 9 健康<sup>やわら</sup>柔体操指導者養成講習会の開催

- (1) 開催月日 平成30年8月12日(日)
- (2) 開催場所 学校法人駒澤大学 駒沢キャンパス 種月ホール
- (3) 受講者 42名(新規31名 更新11名)

## 10 柔道整復師養成施設の第三者評価導入に関する調査の実施

医療人としての適格性や生涯学習能力を備え、「患者安全」を守りうる柔道整復師を養成できるか否かは、3年間学生を教育し続ける学校教育の質に左右されることから、学校教育の質に対する第三者評価を導入していくことについて、モデル実施を行うことにより第三者評価の在り方等について調査を行った。

(モデル実施校)

学校法人米田学園 米田柔整専門学校

### (会議関係)

- 1 理事会 . . . . . 3回
- 2 評議員会 . . . . . 2回
- 3 常務理事会 . . . . . 3回
- 4 柔道整復師国家試験改善検討委員会 . . . . . 1回
- 5 柔道整復師国家試験出題基準検討委員会 . . . . . 5回

6	認定実技審査委員会	3回
7	柔道整復師施術管理者研修実施委員会	2回
8	試験委員会	10回
9	試験総括者連絡会議	1回
10	健康柔体操推進委員会	1回
11	第三者評価モデル事業実施委員会等	10回

## 平成30年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する標記附属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な事項はない。